

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第8回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2015年7月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

当事務所によるプロボノ活動が合計 50 万時間を突破しました。

1997年にプロボノ活動プラクティスを開始して以来、当事務所弁護士によるプロボノ活動が、合計 50 万時間を突破しました。これは、オーストラリア初の快挙であり、世界的にもアメリカを除いて他の国でも初めてです。当事務所のプロボノ活動では、金銭的な事情等により弁護士に依頼することができない個人に対してリーガルサービスを提供し、また、このような不利益に対する市民団体及びチャリティー団体による取組みを支援しています。

さらに、当事務所は、2003年にクレイトン・ユッツ基金を設立し、リーガルサービスへのアクセスが困難な人々に対し、金銭上のサポートも行っています。中でもクレイトン・ユッツ基金が長年力を入れているのが Health Justice Partnership (HJP) であり、これは医療機関を利用している患者に対し、リーガルサービスへのアクセスを容易にするための取組みです。

今回、当事務所によるプロボノ活動への取組みを記念して、オーストラリア全国で HJP を設立します。当事務所は、これらの活動を通じて、なお一層の社会貢献を続けてまいります。

「当事務所の特長」ビデオ



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

通信社のコミュニケーションを生かして調整スキームの手法による企業買収を成功させた事例

通信会社 Vocus は、買収に反対する大株主 TPG Telecom が 19.9% の議決権を保有していたにもかかわらず、対象会社 Amcom のその他の株主に対し、適切なコミュニケーションを行ったことにより、これら株主のうち大多数に議決権行使をさせ、これにより調整スキーム (scheme of arrangement) の手法による買収を成功させました。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

クイーンズランド州、インフラに関する新たなガイドライン

クイーンズランド州政府は、インフラに関する市場先導型の提案について民間企業の知識および専門性を活用することを目的とした新たなガイドラインを発表しました。これにより、今後インフラプロジェクトの透明性が高まると考えられます。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

再生可能エネルギー

オーストラリア連邦議会は、2015 年 6 月 23 日、再生可能エネルギー目標 (Renewable Energy Target) の設定に関する法案を可決しました。これにより、産業界にとって今後の見通しが明確になります。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

ビクトリア州、風力発電における都市計画法改正

ビクトリア州の都市計画法の改正により、風力発電に関する許可申請等の手続が簡略化され、また、風力タービン及び居住区間の距離制限が緩和される見込みです。

原文 (英語) への [リンク](#) はこちら

株式公開買付時における資金調達に関する裁判例

オーストラリア連邦裁判所は、株式公開買付が公表された時点でビッドダーが資金調達に関して具体的なアレンジを行っていない場合であっても、会社法に違反するものではないと判断しました。

オーストラリア会社法概説

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

職場のパーティーでの従業員の行為を理由とした解雇の適法性

職場のクリスマスパーティーで従業員が酒に酔い、上司やその他の社員に対し暴言やセクハラ行為を行ったことにより解雇されました事案で、従業員による当該行為には会社にも責任があること等を理由として当該解雇が不当解雇に該当するとの判決が出されました。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

非居住者が保有する資源・エネルギー関連株式に対する税制

近時の連邦最高裁判所（High Court of Australia）の判決により、非居住者が保有する資源・エネルギー関連会社の株式を譲渡する場合、当該会社の保有する資産の過半数が課税対象の土地であるかどうかによって、キャピタルゲインの課税対象となるかどうか判断されますが、その判断方法はやや複雑なものとなっています。

ビデオ（英語）への[リンク](#)はこちら

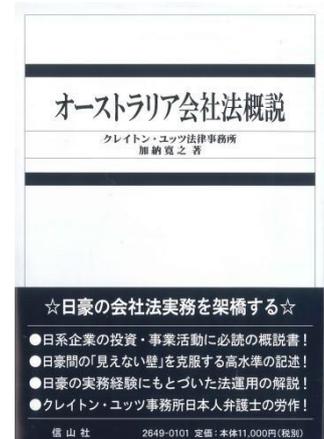
最近の出版物

1. オーストラリア・ニュージーランド海洋開発最新動向とオーストラリアの海洋環境規制・近時の動向 （「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3）

標記巻頭記事の執筆に加納寛之弁護士が参加しました（共著）。オーストラリアにおける海洋環境保護法制の枠組みと最新改正動向を解説しています。「石油・天然ガスレビュー」2015年5月 Vol.49 No.3は、こちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

2. オーストラリアにおけるビジネス展開（2014年度版）

オーストラリア貿易促進庁（Austrade）のサポートを受けて弊所が作成した、2013年12月時点におけるオーストラリアのビジネス環境及び法律に関する一般的な情報を広く提供する冊子です。[弊所のウェブサイト](#)から無料でダウンロードすることができます。



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

3. オーストラリア会社法概説 (信山社 2014年8月)

日系企業の投資・事業活動の根幹として理解が必要となるオーストラリア会社法の内容を網羅し、日本法との比較も随所に織り込んでいます。豪州ビジネスに活用できるよう、実務面もカバーしています。

4. 「オーストラリアの投資規制の概況」 「豪州労働法制の現状と政権交代の影響」 「オーストラリアの環境法制の枠組みと最近の動向」 (ジュリスト 2014年4月号～6月号)

日本の法律雑誌として最も定評のある有斐閣出版の月刊ジュリストに掲載された連載記事。第一回では、日本から豪州に進出する際の第一の関門となるオーストラリアの投資規制の概要とその近況について紹介しています。第二回では、オーストラリアの労働関係規制と最近の動向について、その中核をなすフェアワーク法という連邦法に触れつつ紹介しています。第三回では、オーストラリアの複雑かつ厳格な環境法制の枠組みと最近の動向について紹介しています。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 八郷智之
直通電話：02-9353-5722
メール：tchicago@claytonutz.com



ロークラーク 末永麻衣
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7019
メール：
msuenaga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
木内理恵子
直通電話：07-3292-7599
メール：rkiuchi@claytonutz.com

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。